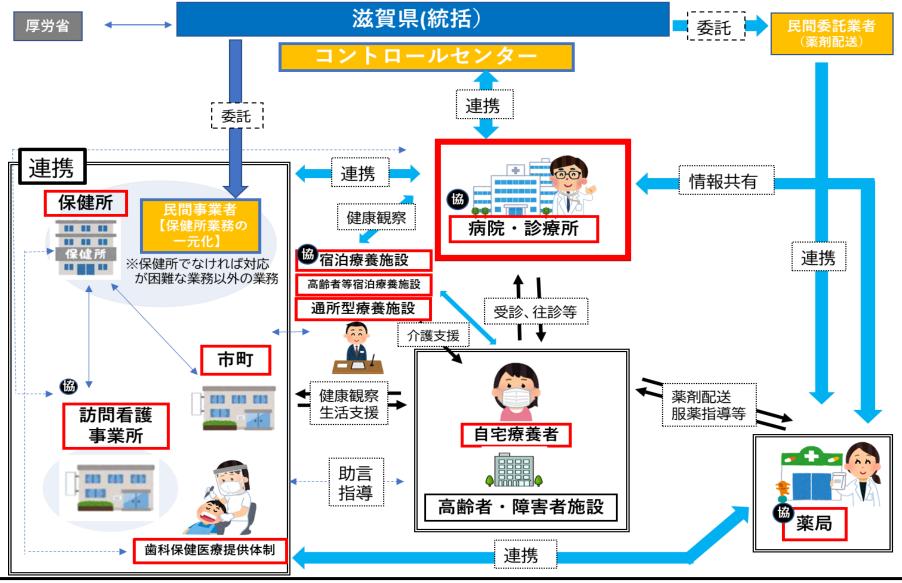
3 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察について



※自宅療養者は、感染者数が入院病床の状況および宿泊療養の入居可能状況を大幅に上回り、 知見等により重症化するリスクが低い(オミクロン株想定)株と認められる場合に発生する ことを想定。

医療措置の内容(自宅療養者等への医療の提供および健康観察)

【病院・診療所】

三 自宅療養者等への医療の提供および健康観察

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公 表が行われてから6か月以内)
対応の内容 ※対応可能なもの	1 対面診療が可能
でいずれか1つ以上	2 電話/オンライン診療が可能
	3 往診が可能
	4 訪問または電話/オンラインによる健康観察の対応が可能
	5 宿泊療養施設における指導が可能
	(宿泊療養者の健康観察、感染対策に関する助言、指導等)

- ※1 高齢者施設、障害者施設への対応の可否を明記。また施設と配置医の契約を行っているなど、対応可能な施設が決まっている場合は、施設名も併せて記載。
- ※2 対応の内容のうち、1、2、3、4については、かかりつけ患者のみ対応可能な場合はその旨を明記。
- ※3 特別な配慮を要する患者(妊婦、小児、透析)について対応可能な場合はその旨を明記。
- ※4 <u>医療措置協定「第3条 医療措置の内容」のうち、「自宅療養者等への医療の提供および健康観察」</u> についてのみ協定を締結する場合は、対応の内容のうち1~3のいずれかは必須。

参考 第五 医療提供体制の確保 ③自宅療養者等の医療提供

目指す方向性

誰もが安心して自宅・宿泊・施設療養できるよう、地域の医療福祉の連携推進を図る。

対応のポイント

- ①病院・診療所、薬局、訪問看護事業所と医療措置協定を締結し、自宅療養者に対応できる医療機関を確保。
- ②特別な配慮を要する患者の受診可能な医療機関を協定締結により確保し、明確化する。

【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

〈病院·診療所〉

- ・受診可能な医療機関の偏りによる一部の医療機関の負担 増加。
- ----・クラスター等で施設療養となった際の嘱託医等の負担が 大きい。

〈訪問看護事業所〉

・訪問看護事業所の本来業務外(介護フォロー等)の発生による1日あたりの訪問看護可能数の減少。

〈薬局〉

・電話/オンラインによる服薬指導のさらなる促進。

【対応策】

〈病院・診療所、訪問看護事業所、薬局〉

・協定締結により、訪問や電話/オンラインによる対応が可能な医療機関や、高齢者施設と連携が可能な医療機関を確保。

〈病院·診療所〉

・協定締結により、妊婦や透析等の特別な配慮を要する自 宅療養者に対応できる医療機関の確保、明確化。

〈訪問看護事業所〉

・民間事業者等を活用し、介護面のフォローの負担軽減を 図り、本来の訪問看護業務に注力できる体制を整備。

■ 体制(案)

٦	機関種別	協定における医療措置の内容
	医療機関 (病院・診療所) ※対応可能なものでい ずれか1つ以上	1 対面診療が可能2 電話/オンライン診療が可能3 往診が可能4 訪問または電話/オンラインによる健康観察の対応が可能5 宿泊療養施設における指導が可能
	訪問看護事業所 ※対応可能なものでい ずれか1つ以上	1 訪問看護が可能(必須) 2 訪問による健康観察が可能 3 電話/オンラインによる健康観察が可能
	薬局 ※対応可能なものでい ずれか1つ以上	1 電話/オンラインによる服薬指導(又は自宅療養者の居所を訪問しての服薬指導)が可能(必須) 2 自宅療養者の居所への薬剤配送が可能 3 服薬指導時等に健康観察の一環として服薬中の薬剤、服薬状況、服薬による体調の

※かかりつけ患者のみまたは初診も可等、対象者についても明記

※高齢者施設、障害者施設への対応の可否を明記。また施設と配置医の契約を行っているなど、対応可能な施設が決まっている場合は、施設名も供せて記載。

日は、旭設石も所でて記載。 ※医療措置協定「第3条 医療措置の内容」のうち、「自宅療養者等への医療の提供および健康観察」についてのみ協定を締結する 場合は、対応の内容のうち1~3のいずれかは必須。

■ 自宅療養者等への医療提供機関数の目標値

変化の確認等が可能

項目		目標値 (発生公表後6か月まで)	(参考)新型コロナ実績値 (R4年8月の医療提供機関数)
機関種別	病院·診療所	325機関	325機関
	薬局	373機関	373機関
	訪問看護事業所	65機関	65機関

参考 第九 外出自粛対象者の療養生活の環境整備①【自宅・施設療養】

目指す方向性 誰もが安心して自宅・施設療養できるよう、健康観察や生活支援の環境を整備する。

対応のポイント

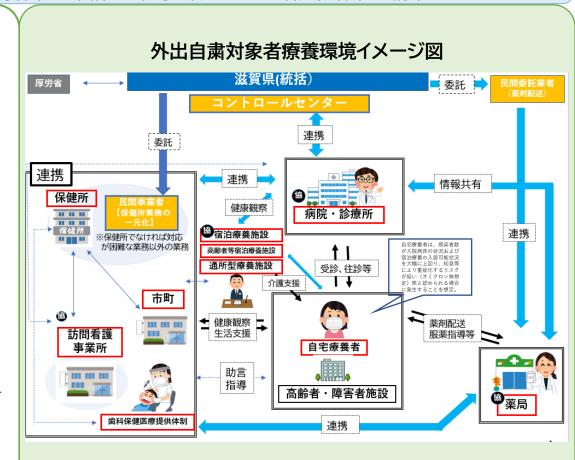
- ①保健所、病院、診療所、民間委託事業者、訪問看護事業所、訪問薬剤師、市町等、多様な体制で健康観察を行う。
- ②平時から民間事業者と協定等により食糧支援、配送等体制を準備し、市町と協力して生活支援体制を構築する。

【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- ・自宅療養者急増による保健所の業務ひつ迫。
- ・健康観察を行う訪問看護事業所の本来業務外(介護フォロー、薬剤配送)の負担。
- ・薬剤の夜間等の配送、感染拡大時の配送の遅れ。
- ・患者の平時における処方薬等に関する情報の不足。
- ・施設療養では施設職員が新型コロナの対応に苦慮。
- ・食料支援の申込増加に伴う配送の一時的な遅れ。
- ・自宅療養中の生活必需品の不足への対応等、市町との連携協力の在り方。
- ・民間事業者(食料品小売業者、配送業者、旅行業者等)の活用は有効に機能。
- ・業務継続支援チームの派遣による施設支援では、長期間にわたり、特定の職員に業務負担が集中。

【対応策】

- ・民間事業者、訪問看護事業所への委託、市町との連携により、業務ひっ迫を防ぎ、迅速なファーストコンタクトや情報提供が可能な健康観察体制の確保。
- ・薬剤配送について、民間事業者(配送業者)の委託による24時間の配送体制の確保。
- ・協定締結した薬局との連携による処方薬等の情報共有を円滑化。
- ・高齢者、障害者施設等の人材育成を推進と、平時から地域におけるネットワークを構築。
- ・市町と調整を進め、住民の生活支援の役割分担や費用負担について協議し、協力体制を構築。
- ・自宅・施設療養者の急変に迅速に対応できるようセンシング技術の活用を検討。



参考 第九 外出自粛対象者の療養生活の環境整備②【宿泊療養等】

目指す方向性

誰もが安心して療養できるよう、医療や介護サービスを提供する宿泊施設や通所施設の環境を整備する。

対応のポイント

- ①隔離のみならず、高齢者が介護を受けながら宿泊療養できる体制を確保する。
- ②自宅療養の高齢者が日帰りで安心して療養できる通所型療養施設を設置する。

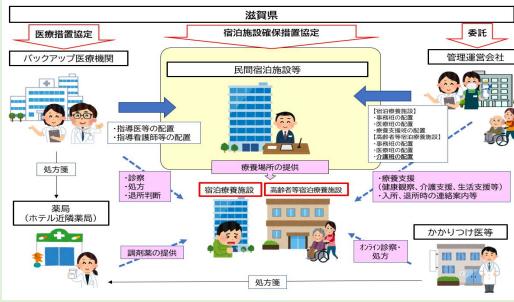
【新型コロナ感染症対応時の教訓・課題】

- ・当初は宿泊療養の想定がなく、ノウハウが不足。
- ・短い準備期間で医療職を含む運営スタッフの確保が困難。
- ・<u>入所者の増加に伴い、宿泊療養施設のバックアップを行う医療機関の</u> 負担が増大。
- ・コロナは軽症だが介護が必要な独居高齢者、高齢者のみ夫婦などは、 介護を受けながら宿泊療養できる体制が必要。
- ・高齢者等で、新型コロナは軽快しても、日中に通える通所施設がなければ、円滑な退院につながりにくい。

【対応策】

- ・平時から宿泊療養施設の運営マニュアルを整備。
- ・民間事業者の活用や平時から医療機関と人材派遣に関する協定締結により、運営スタッフを確保。
- ・複数の医療機関によるバックアップ体制の構築。
- ・急変時に対応できるようセンシング技術の活用検討。
- ・介護が必要な高齢者等が、身体機能を維持しながら療養できる高齢者等のための宿泊療養施設を設置。
- ・通所による健康観察や食事、排せつ介助等を行うことができる通所型療養施設を設置。

■ 宿泊療養施設体制(案)



■ 通所型療養施設体制(案)

